

平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた 活断層の連動性の検討結果について(報告)

平成24年2月29日
北陸電力株式会社

当社は、本日(2月29日)、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、志賀原子力発電所周辺における活断層の連動性について検討した結果、新たに連動性を考慮する必要のある断層は認められなかったことを同院に報告しましたのでお知らせします。

1月27日、原子力安全・保安院から、内陸地殻内の活断層の連動性の検討において、活断層間の離隔距離が約5キロメートルを超える活断層等その連動性を否定していたものに関し、地形及び地質構造の形成過程(テクトニクス)、応力の状況等を考慮して、連動の可能性について検討するよう指示を受けました。(平成24年1月27日お知らせ済み)

この指示を受け、当社は志賀原子力発電所周辺における活断層の連動性について検討した結果、新たに連動性を考慮する必要のある断層は認められなかったことを、同院に報告しました。

当社は今後とも、活断層に関する情報収集に努め、新たな知見については必要に応じ適切に反映してまいります。

以上

参考資料：志賀原子力発電所周辺における活断層の連動性検討結果(概要)

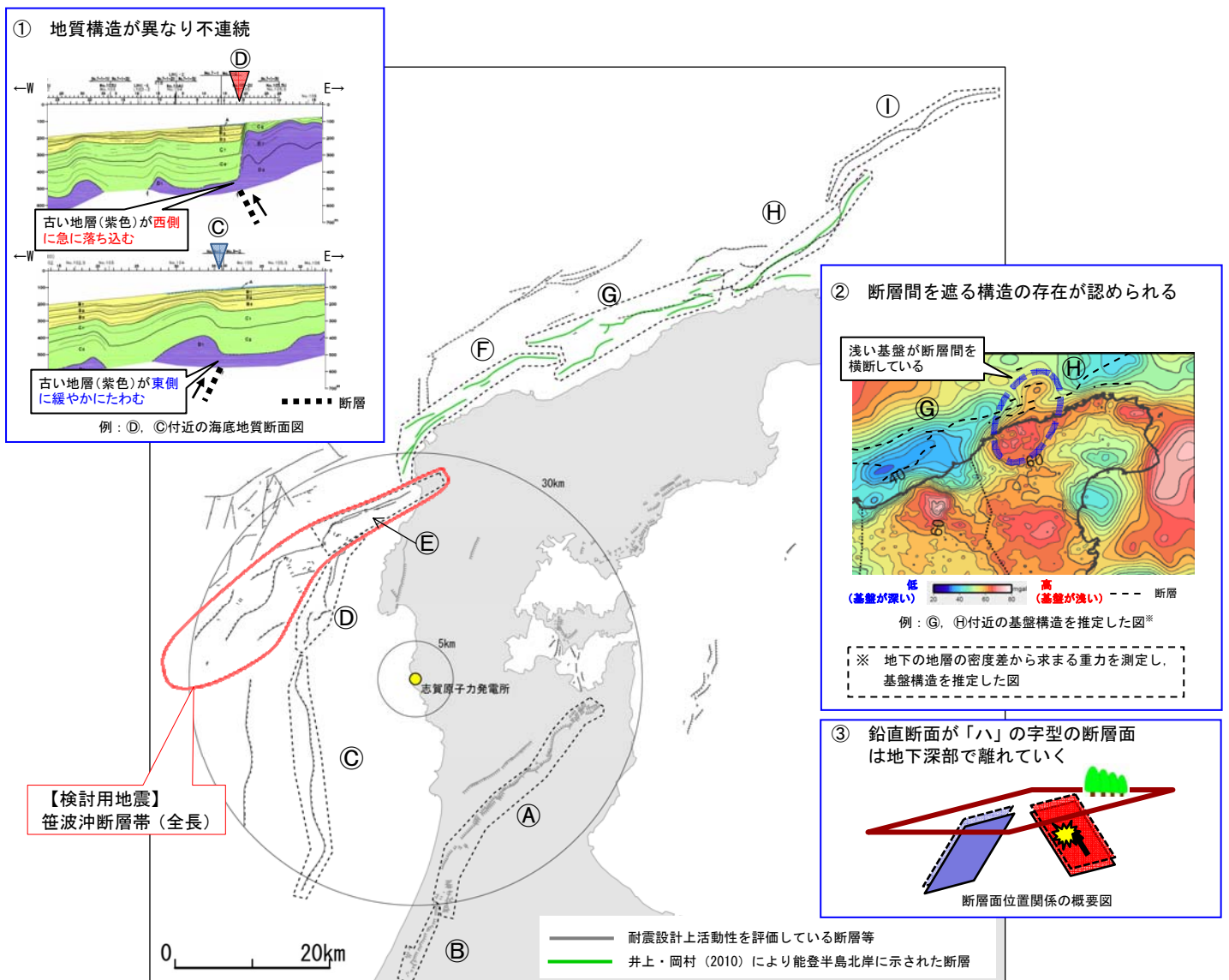
¹「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について(指示)」(平成24・01.26原院第1号)

志賀原子力発電所周辺における活断層の運動性検討結果（概要）

当社は、活断層評価及びその運動性評価については、これまで詳細な調査に基づき実施してきています。今回の指示文書を踏まえ、バックチェック審議で議論された断層及び新たな知見（井上・岡村，2010）で示された断層等について、地形及び地質の状況^①、断層間を遮る構造の存在^②、地下での断層面の位置関係^③等の観点から運動の可能性について検討しました。

検討の結果、新たに運動性を考慮する必要のある断層は認められません。

- ・「**④** 邑知湯南縁断層帯」と「**⑧** 坪山一八野断層」
地質構造が異なり不連続、断層間を遮る構造の存在が認められる、断層面が地下深部で離れていくことから、両断層の運動は考え難い。
- ・「**③** 羽咋沖東撓曲」と「**⑩** 海士岬沖断層帯」
地質構造が異なり不連続、断層面が地下深部で離れていくことから、両断層の運動は考え難い。
- ・「**⑤** 笹波沖断層帯（東部）」と「**⑨** 猿山沖セグメント」
地質構造が異なり不連続、断層間を遮る構造の存在が認められること等から、両断層の運動は考え難い。
- ・「**⑦** 猿山沖セグメント」と「**⑥** 輪島沖セグメント」と「**⑪** 珠洲沖セグメント」と「**①** 禄剛セグメント」
地質構造が異なり不連続、断層間を遮る構造の存在が認められること等から、これらの断層が一括して運動するとは考え難い。



井上・岡村（2010）：能登半島北部周辺 20 万分の 1 海域地質図及び同説明書，数値地質図，S-1（DVD），独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター。